

旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画検討懇談会

の参加者を募集します

本市では、住宅の確保に特に配慮を要するとされる方（高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者世帯など）の居住の安定確保のため、「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の策定を予定しており、策定に当たっての御意見をいただくため、「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画検討懇談会」を開催することになりました。

同懇談会の参加者については学識経験者等の計12名以内で構成される予定ですが、このうち、公募による市民参加者について募集します。

旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画とは

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第6条に基づき作成することができることとなっている、本市の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画です。

◆住宅確保要配慮者とは？

世帯収入（月額）が15万8千円を超えない方、被災者、高齢者、障がい者、18歳未満の子どもを養育している方など、住宅の確保に特に配慮を要するとされる方々を指しています。

◆主な検討内容について（予定）

- ・本市における住宅確保要配慮者の対象や範囲、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録された住宅等の供給の目標戸数の設定
- ・市営住宅等の計画的な整備及び管理の適正化や、住宅確保要配慮者に対する具体的な居住支援活動についての方向性 など

※応募要領については裏面を御覧ください。

応募要領

◆意見交換等の内容

「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の策定について

◆募集人数

3名（男女各1名以上。懇談会参加者の構成は、賃貸住宅の取引等に関する事業の従事者、学識経験者などに公募市民の方を含めた12名以内の予定です。）

◆参加依頼期間

平成30年6月下旬頃から平成31年3月末までを予定

（会議の開催は4回程度、時間帯は、平日夜間の午後6時頃から2時間程度を予定しています。）

◆応募資格

次のいずれにも該当する方

- ・住宅確保要配慮者の居住の安定確保について高い関心があり、旭川市内に居住しているか、通勤通学している方
- ・平成30年6月1日現在で、年齢が満20歳以上の方
- ・原則として、市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者でない方
- ・本市の市議会議員又は職員でない方

◆応募方法

別紙の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で建築総務課まで提出してください。

◆応募期間

平成30年4月20日（金）から平成30年5月21日（月）まで（必着）

◆選考方法

応募者が募集人数を上回った場合には、応募用紙に記入された応募の動機等の内容に基づいて選考を行い、決定します。

◆その他

会議1回の出席につき、2,000円の謝礼をお支払いします。（所得税等を源泉徴収します。）

応募用紙提出先及び問合せ先

旭川市建築部建築総務課住宅政策係

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎4階

電話：0166-25-9708 FAX：0166-25-9788

電子メール：kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp